

科目6

精神保健福祉の相談支援

講義6－3

多職種・多機関の連携事例

事例 母子世帯×アルコール問題

30代の母と子ども2人(中学生女子、保育園男児)の母子世帯。3年前に離婚し、生活保護受給中。父とは交流はなく、隣市にある母の実家との関係もありよくない。

保育園への遅刻や子の衣服の汚れが目立ち、保育園送迎時に母から酒臭がすると保育園から生活保護ケースワーカーに情報提供があった。

生活保護ケースワーカーから精神保健福祉相談員(以下「相談員」とする。)に対応について相談がある。

保育士や生活保護ケースワーカーによる受け止め・気づき

あなたが相談員だったらどうしますか？

- 1 アセスメント
- 2 連携・調整
- 3 この世帯を支える連携体制



アセスメント

事例性

生物心理社会モデル
「心理・社会」の視点

- 保育園は母の異変に気づいている。
- 中学校では母の様子を知らないかもしれない。
- 少なくとも長男の養育に影響がでている。
- 長女と長男は母のことで困っている可能性がある

即応性

基礎自治体に求められる
重症化・複雑化予防の視点

- 子どもの養育が不十分になっているため、早期に介入する必要がある

疾病性

生物心理社会モデル
「生物」の視点

- 母が自身のメンタルヘルス問題に気づいているか、希死念慮等の有無については情報収集が必要
- アルコール問題の他に精神疾患はないだろうか。
- いずれ、精神科医療につながる必要性はありそう。
- 内科疾患の有無もいずれ検査をしたほうがよい。

緊急性

生物心理社会モデル
「生物」の視点

- アルコールの多飲で急性の精神症状をおこす可能性がある。
- 希死念慮等の有無はわからない。
- 連絡なく子どもが学校や保育園を欠席した場合は、緊急訪問も検討する必要性がある。

連携及び調整① 庁内連携

相談員として、この世帯を支援する視点をもつ。

○ 庁内連携による情報収集

- ・生活保護担当
- ・保育園や児童扶養手当担当
- ・要保護児童対策地域協議会事務局
- ・学校教育担当
- ・保健センター

横串の連携は
福祉部門だけと
は限らない。



連携及び調整② 庁外連携

○ 保育園と中学校から情報収集

<情報収集の視点>

- 母の健康問題と子どもの生活への影響
- 子どもたち自身に生活や学習の困り感があるか
- 母の健康問題(メンタルヘルスと身体)に関すること
- 保育園や中学校の困り感

○ 保健所、児童相談所に連絡

- 保健所に連絡し、母の見立てや支援の方向性を相談
- 児童相談所に連絡し、子どもへの介入方法を相談

- それぞれの機関とどのような連携を行うかは、事例の個別事情やそれぞれの機関との日頃の関係によって異なる。
- 必要な協力機関については、保健所等との相談を行いながら、どのような機関の協力が必要かを検討する。
- 保健所等への相談のタイミングについて、決まったルールがあるわけではない。
- まずは自分たちで相談を受けて訪問するなどして、課題の整理を行う。



連携及び調整③

庁内関係部署・庁外関係機関と連携し、情報収集を行った結果、母にアルコールの問題があり、子どもたちの生活に影響していることがはっきりした。

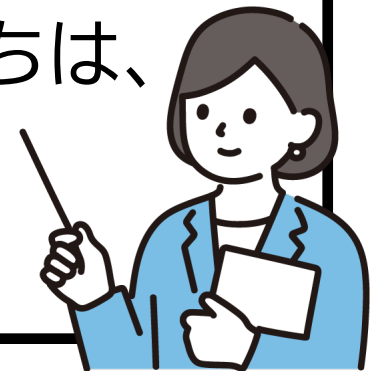
アプローチ方法について協議の結果、まずは**相談員**と**子ども家庭支援員***1が**同伴訪問**をして母と会う方向性になる。

保育園から母に相談員や子ども家庭支援員への相談をすすめてもらう。

しかし、母は「私は大丈夫です。」と、相談を拒否。

*1 子ども家庭センター等に配置され、家庭や地域の状況を把握し、情報提供や相談対応などを行う専門職

- 支援を要する人(世帯)の支援ニーズに基づいて必要な機関にも支援チームに加わってもらう。
その際には、支援の対象となる当事者にも丁寧に必要性を説明して、なるべく合意を得ることが必要
- 当事者が支援を拒否する場合は、まだ支援の機が熟していないと考えて、少し経過を見ていくことも大切
- 地域で支援が入らずに孤立してきた人たちは、支援によって得られるメリットをイメージしにくい場合が少なくない。



連携及び調整④

そのため、庁内で協議をした後、再度、保健所や児童相談所とも支援方法を協議。

その結果、相談員から中学校に連絡し、長女と相談員、子ども家庭支援員が中学校で面接することになる。

長女の話から、母は朝から飲酒することもあり、家事が手につかず、長女も長男も困っていることがわかる。

長女は、長女が相談員らと話したことは母に内緒にしてほしいと言う。

連携及び調整⑤

母と会うために、「保育園から母のことが心配で市に連絡があった」という理由で、**生活保護担当者と相談員が同伴訪問**し、母と面接。

母は子どもたちに迷惑をかけている自覚はあり、相談員のすすめで、アルコール問題のことも相談が可能な**保健所主催の「こころの相談」**を利用することに同意。

こころの相談で**精神科医師**からうつ病とアルコール問題の治療をすすめられ、地元の**精神科クリニック**を受診することになる。

母の同意を得て、母の受診前に相談員から精神科クリニックに**情報提供**を行う。

- 精神保健相談により当事者の困りごとに寄り添いながら、当事者が納得して受診を選択できるようタイミングを計ることが大切。
- 医療機関の協力について、市町村から依頼をするのはハードルが高い場合は、保健所と相談することで、適切な形で医療機関に協力を求めることができる場合がある。
- 生活支援の課題については、医療機関とも相談しながら、障害福祉サービスの導入など、市町村での対応を検討する。
- 相談者へのねぎらい(この事例では、こころの相談に来所した母へのねぎらい)を忘れずに。



連携及び調整⑥

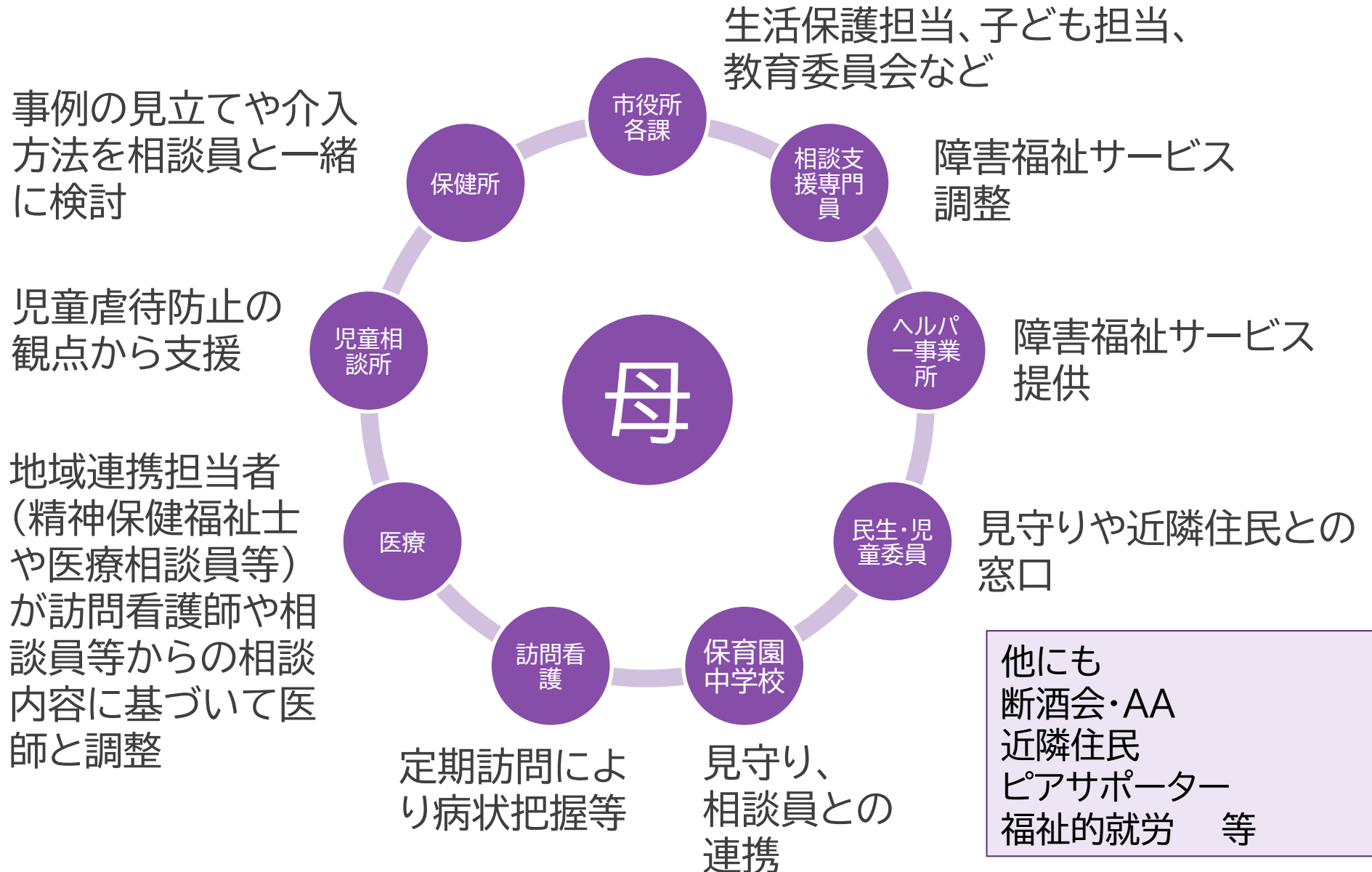
精神科クリニックと相談員が連携・調整し、母は**自立支援医療(精神通院)**と**精神科訪問看護**を申請。

相談員の仲介で、**相談支援事業所**と契約し、**居宅介護(ホームヘルパー)**の利用を開始。

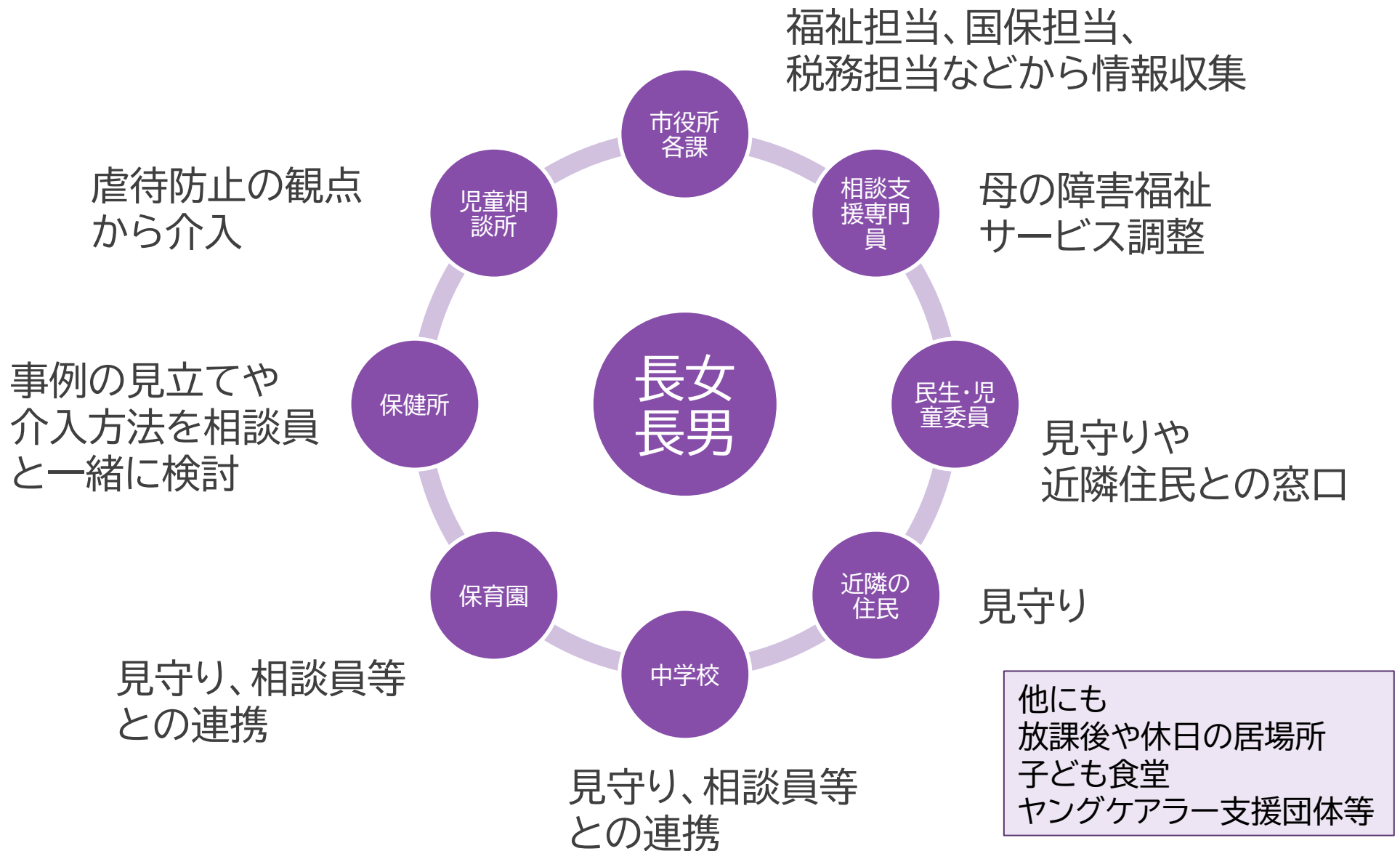
相談員から**要保護児童対策地域協議会(要対協)****調整機関**に相談し、要対協が開催される。

要対協で情報共有を行い、この世帯を支えるための各機関の役割分担について共通認識が図られた。

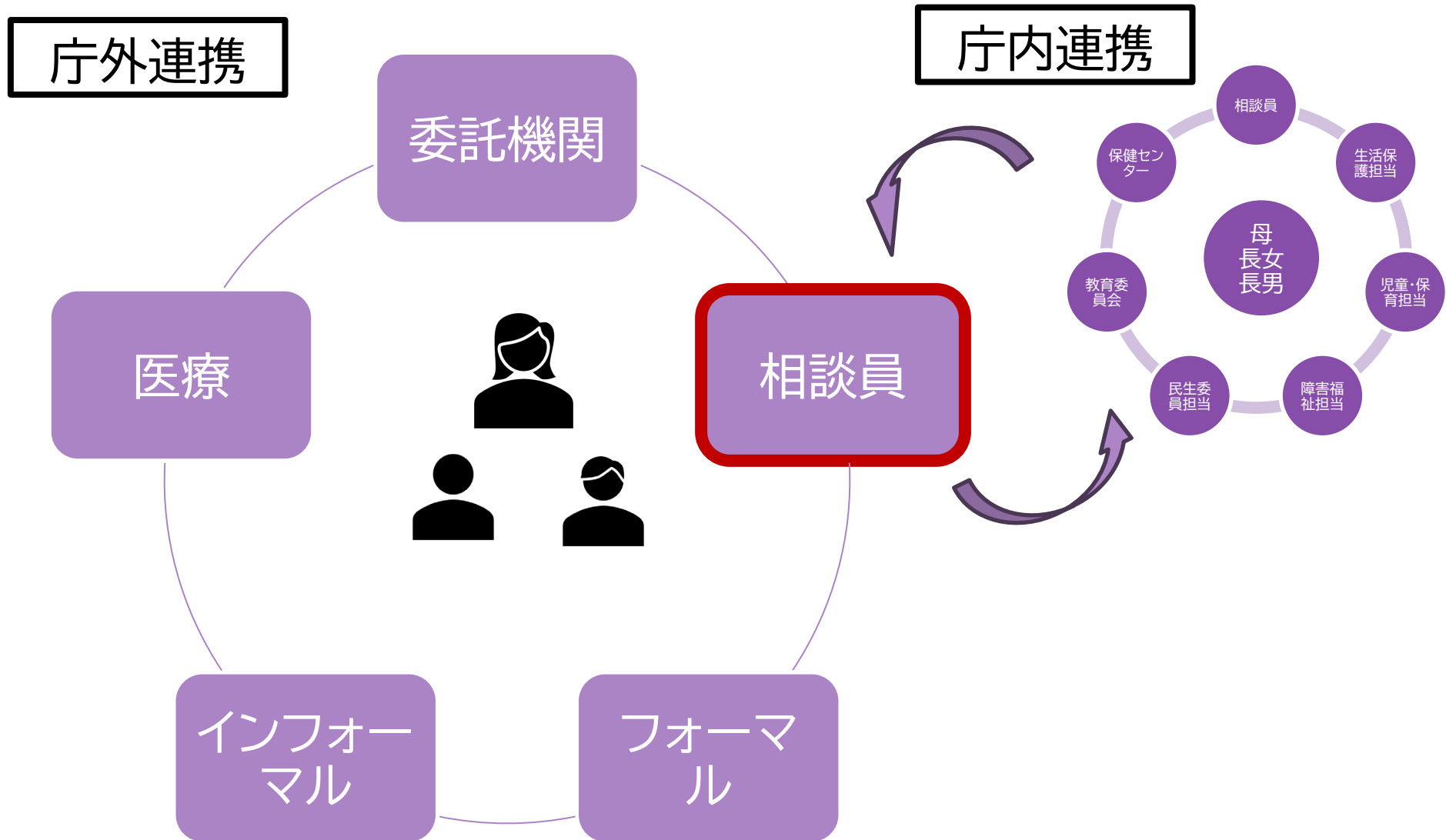
母の連携機関(例)



長女・長男の連携機関(例)



この世帯を支える連携体制



講義6 まとめ

- 横串と縦串の連携を意識
- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方に関わる部署と包括的に連携
- 精神保健に関する課題を抱える者に対しては、市町村と保健所等が連携し、多職種によるアウトリーチ支援を実施
- 関係機関にもメンタルヘルスの視点
- 連携先の機関が動きやすくなるためには何ができるかを考え、日頃から密に連携

参考文献・資料

- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領

（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」

- 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究(研究代表者:藤井千代)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究(分担研究者:野口正行)編

『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き-地域共生社会を目指す

市町村職員のために(普及版／詳細版)』2022.

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義7】当事者及び家族との協働
の動画をご覧ください。